

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の建築基準法（以下「新基準法」という。）第十八条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の四まで、第七十七条の三十五の五第一項並びに第七十七条の三十五の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

2 新基準法第二十條又は同條に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八條の二十六の規定の例により行うことができる。